

千葉県報

定例
平成31年1月22日

第13397号

報 葉 千

平成31年1月22日(火曜日)

主 要 目 次

昭和三十七年千葉県告示第二百九十三号の一部を改正する告示	一
平成三十七年千葉県告示第四百五十二号の一部を改正する告示	一
解除予定保安林	一
千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	一
道路区域の変更	三
道路の供用開始	四
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	四
公 告	四
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)	四
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出	六
宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	六
公共測量の実施(六件)	七
公共測量の終了(二件)	七
一般競争入札(保留地の処分)の実施(二件)	八
抽選(保留地の処分)の実施(二件)	一〇
水道局公告	一〇
給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定	一一
給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止	一二
特定調達公告	一二
落札者等の公告(二件)	一二

告

示

千葉県告示第三十一号

昭和三十七年千葉県告示第二百九十三号(災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄 治

表中「千葉市美浜区新港二二二番地の二」を「千葉市中央区市場町七番九号」に改める。

千葉県告示第三十二号

平成三十七年千葉県告示第四百五十二号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄 治

表一般社団法人千葉県バス協会の項中「千葉市美浜区新港二二二番地の二」を「千葉市中央区市場町七番九号」に改める。

千葉県告示第三十三号

森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄 治

解除予定保安林の所在場所

一 山武市本須賀字塩浜三八四一番一・三八四一番一二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び山武市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三十四号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項及び第八項の規定により、千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

この計画は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第四条第一項に規定する特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関し実施すべき施策に関する計画である。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の海面漁業生産量は、平成二十八年において約十一万五千トンで全国第七位と

全国でも有数の漁獲実績を示している。また、水産加工業も同様に盛んであり、沿岸域においては、水産業は中核的な産業となっている。

このため、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県水域は、黒潮と親潮が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

一方、我が国周辺水域における海洋生物資源の水準は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源も見られ、本県海域においても、一部の海洋生物資源については、資源水準が低位、悪化している。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民への水産物の安定供給のみならず地域経済発展に大きな支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から海洋生物資源の保存管理のため、あわび等の地先の資源をはじめとして、多くの海洋生物資源を対象に資源管理型漁業や栽培漁業の推進等種々の施策を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された本県の漁獲可能量について、適切な管理措置を講ずることとする。

4 そこで漁獲可能量制度を適切に運用し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等保存及び管理の実効措置を講ずるために、本県漁業者の他県への入漁及び他県漁業者の本県への入漁を含めた第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、当該資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データと知見が必要であり、当該データ及び知見の蓄積を図るため、千葉県水産総合研究センターを中心とし、国及び関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

更に、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理計画の実践等、資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

8 第一種特定海洋生物資源のうち、くろまぐろについては別に定めるものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。

1 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた平成三十年の数量は、次のとおりである。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は、別に示すとおりとする。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1 さんま	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	若干
2 まあじ	平成三十年一月から十二月まで	若干
3 まいわし	平成三十年一月から十二月まで	二〇、七〇〇トン
4 まさば及びびごまさば	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	若干
5 するめいか	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	若干

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた平成三十一年の数量は、次のとおりである。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は、別に示すとおりとする。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1 さんま	平成三十一年七月から平成三十二年六月まで	若干
2 まあじ	平成三十一年一月から十二月まで	若干
3 まいわし	平成三十一年一月から十二月まで	若干
4 まさば及びびごまさば	平成三十一年七月から平成三十二年六月まで	若干
5 するめいか	平成三十一年四月から平成三十二年三月まで	若干

(注)さんま並びにまさば及びびごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源の平成三十年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろの採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項は、別に定めるものとする。

なお、くろまぐろを除き、海域別及び期間別の数量は定めない。
 また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとした。
 更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(1) まいわし

ア 中型まき網漁業及び小型まき網漁業 一七、七〇〇トン
 イ 定置漁業及び小型定置漁業 若干

2 第一種特定海洋生物資源のうち、くろまぐろの平成三十一年の知事管理量の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項は、別に定めるものとする。

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 くろまぐろに関し実施すべき施策は、別に定めるものとする。

2 さんま
 定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。
 また、小型定置漁業については、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

更に、さんま棒受網漁業に係る本県漁業者の他県知事許可による操業について、本県海面以外も含めた漁獲実績の把握に努めるものとする。

3 まあじ
 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。

また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

4 まいわし
 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。

また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

まさば及びごまさば

中型まき網漁業、火光利用さば漁業及び敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。

また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

6 するめいか
 定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。
 また、小型定置漁業については、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

更に、五トン未満の動力漁船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業に係る本県漁業者の操業について、本県海面以外も含めた漁獲実績の把握に努め、これらにより資源管理を一層推進させる。

五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。

2 既存の漁業者協定等との整合を図りつつ、資源管理事業の充実を図って海洋生物資源の保存及び管理を推進する。

千葉県告示第三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成三十一年一月二十二日から三週間、縦覧に供する。
 平成三十一年一月二十二日
 千葉県知事 鈴木 栄治

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
野田市瀬戸字江川一七番一	前A	三・五〇メートルから一〇・六〇メートルまで	一、七八八・二〇メートル	B、C及A、

一 道路の種類 県道
 二 路線名 野田牛久線
 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

千葉県告示第三十七号

千葉県告示第三十六号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成三十一年一月二十二日から次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成三十一年一月二十二日から三週間、縦覧に供する。 平成三十一年一月二十二日	千葉県知事 鈴木 栄治	路線名 県道野田牛久線	供用開始の区間 柏市小青田一丁目二番一地先から小青田三丁目一八番地先まで
---	-------------	----------------	---

野田市瀬戸字 江川一七番一 地先から柏市 船戸字大津五 五五番二地先 まで	後A + B D ~	三・五〇メートルから 一〇・六〇メートルまで	一、七八八・二〇 メートル	びDは、 関係図面 に表示す る敷地の 区分をい う。 Bは、 県道我孫 子関宿線 と重用と なる。
野田市瀬戸字 江川一七番一 地先から柏市 小青田三丁目 一一八番地先 まで		七・〇〇メートルから 六〇・二五メートルまで	三、九七〇・六六 メートル	

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、我孫子都市計
画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成三十一年一月二十二日
千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称
我孫子市

二 都市計画事業の種類及び名称
我孫子都市計画下水道事業我孫子市第一号公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十八年二月十六日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地
取用の部分 昭和四十八年千葉県告示第二百二十八号、昭和五十年千葉県告示第三百十
四号、昭和五十年千葉県告示第六号、昭和五十四年千葉県告示第三百三十
七号、昭和五十七年千葉県告示第四百九十五号、昭和六十年千葉県告示第
八百七十九号、昭和六十二年千葉県告示第九十七号、平成二年千葉県告
示第二百四十二号、平成五年千葉県告示第六百二十九号、平成十一年千葉
県告示第三百九十四号、平成十四年千葉県告示第五百八十二号、平成二十
年千葉県告示第三百八十三号、平成二十三年千葉県告示第二百七十九号、
平成二十六年千葉県告示第二百六十四号及び平成二十八年千葉県告示第百
八十号の事業地のうち我孫子市青山字南の一部の区域を削った区域
使用の部分 変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、平成三十一年一月二十二日から五月二十二日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、平成三十一年一月二十二日から五月二十二日ま
で、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成三十一年一月二十二日
千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友本八幡店
市川市南八幡三丁目二〇七番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 内田建物株式会社 代表取締役 内田肇
 市川市新田五丁目六番一〇号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 内田建物株式会社 代表取締役 内田正

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 内田建物株式会社 代表取締役 内田肇

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 合同会社西友 職務執行者 ステイブ・ヘイズ・デイカスほか
 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 合同会社西友 職務執行者 ミツチエル・ウエイン・スレープ
 東京都北区赤羽二丁目一番一号
 変更年月日

7 変更年月日
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 平成二十四年十二月十九日
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 平成二十八年十二月三十一日及び平成三十年二月二十四日

二 届出年月日
 平成三十年十二月十七日

三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、平成三十一年一月二十二日から五月二十二日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成三十一年一月二十二日から五月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ライフガーデン茂原
 茂原市六ツ野字八貫野二、七八五番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所
 東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所
 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹ほか

7 変更年月日
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の住所
 平成三十年一月一日
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 平成三十年三月一日

二 届出年月日
 平成三十年十二月十八日

三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、平成三十一年一月二十二日から五月二十二日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成三十一年一月二十二日から五月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 舞浜駅前開発
 浦安市舞浜二番地一ほか
 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社オリエンタルランド 代表取締役 上西京一郎

<p>3 浦安市舞浜一番地一 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社イクスピアリ 代表取締役 安岡譲治ほか 浦安市舞浜一番地四ほか</p>	<p>その一 一 商号 有限会社アイワールドハウジング 二 事務所の所在地 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷七丁目九番八七号 三 代表者の氏名 佐藤 勇 四 免許番号 千葉県知事(四)第一四〇〇三号 五 免許年月日 平成二十七年十月四日</p>
<p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社イクスピアリ 代表取締役 土屋浩一ほか 浦安市舞浜一番地四ほか</p>	<p>その二 一 商号 ガイヤインターナショナル株式会社 二 事務所の所在地 松戸市二十世紀が丘萩町二七二番地 三 代表者の氏名 堀一 武司 四 免許番号 千葉県知事(一)第一七一九二号 五 免許年月日 平成二十九年七月二十五日</p>
<p>5 変更年月日 平成三十年八月三十一日ほか 届出年月日 平成三十年十二月十八日</p>	<p>その三 一 商号 株式会社ハウスプライド 二 事務所の所在地 船橋市印内町六〇三番地一 三 代表者の氏名 半田 武 四 免許番号 千葉県知事(二)第一六二九二号 五 免許年月日 平成二十九年三月十五日</p>
<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課</p>	<p>その四 一 商号 デイズホーム株式会社 二 事務所の所在地 東京都港区芝浦四丁目一九番一号 三 代表者の氏名 出川 久敏 四 免許番号 千葉県知事(二)第一五九四六号 五 免許年月日 平成二十七年三月五日</p>
<p>二 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。 平成三十一年一月二十二日</p>	<p>その五 一 商号 さいとう測製舎 二 事務所の所在地 印旛郡酒々井町東酒々井一丁目一番二東酒々井メゾネット一〇二 三 代表者の氏名 齋藤 忠勝 四 免許番号 千葉県知事(一一)第四七二九号 五 免許年月日 平成二十八年十一月二十五日</p>
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 川間ショッピングセンター 野田市尾崎字南谷原八七二番地一ほか</p>	<p>その六 一 商号 株式会社クレスト 二 事務所の所在地 船橋市本町七丁目一七番二五号二二〇三 三 代表者の氏名 岩渕 聖樹 四 免許番号 千葉県知事(八)第八八二八号 五 免許年月日 平成二十六年三月十日</p>
<p>二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 二、四四七平方メートル</p>	<p>三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 〇平方メートル</p>
<p>四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日 平成二十六年三月九日</p>	<p>四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日 平成三十年十二月二十七日</p>
<p>五 届出年月日 平成三十年十二月二十七日</p>	<p>五 届出年月日 平成三十年十二月二十七日</p>
<p>宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。 平成三十一年一月二十二日</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>

<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成三十一年一月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 市川市</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 平成三十年十二月二十五日から平成三十一年三月十五日まで</p> <p>四 作業地域 市川市全域</p>	<p>一 測量計画機関 松戸市</p> <p>二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成三十年十二月十一日から平成三十一年七月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 松戸市八ヶ崎</p>
<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成三十一年一月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 松戸市</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 平成三十年十二月二十日から平成三十一年三月二十九日まで</p> <p>四 作業地域 松戸市全域</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成三十一年一月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 松戸市</p> <p>二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成三十年十二月十二日から平成三十一年五月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 松戸市松飛台</p>
<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成三十一年一月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 松戸市</p> <p>二 作業種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成三十年十二月十二日から平成三十一年一月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 松戸市上矢切、五香五丁目、新作及び松戸新田</p>	<p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量は平成三十年八月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成三十一年一月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 松戸市</p> <p>二 作業種類 公共測量(二級基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成三十年七月十九日から八月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 松戸市大金平五丁目</p>
<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>平成三十一年一月二十二日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	

公共測量の終了
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 三 作業期間 平成三十年一月二十四日から三月三十一日まで
- 四 作業地域 松戸市中和倉

一般競争入札(保留地の処分)の実施
千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。
平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	木更津市(木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業区域内六―二街区一画地)	五、三一七・〇三㎡	一九八、八五七、〇〇〇円

- 一 処分する保留地
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
 - 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
 - 4 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先
木更津市潮見七丁目三番地九 千葉県木更津区画整理事務所 電話〇四三八(三七)六六一四
- 四 入札及び開札の期間及び場所等

- 1 入札の期間 平成三十一年二月二十六日(火曜日)及び二十七日(水曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
- 2 入札の場所 千葉県木更津区画整理事務所
- 3 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。
- 4 入札参加上の注意

- (一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。
- (二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

- 5 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件番号	日時	場所
1	平成三十一年二月二十八日(木曜日) 午前十時	千葉県木更津区画整理事務所一階会議室

- 五 入札保証金
納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。
- 六 入札の無効
規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法
 - 1 申込期間 平成三十一年二月四日(月曜日)及び五日(火曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 2 受付場所 千葉県木更津区画整理事務所
 - 3 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。
- 八 その他
 - 1 分譲説明会 次のとおり実施するので、参加を希望する者は、平成三十一年一月二十八日(月曜日)の午後五時までに、三の問合せ先に電話で申し込むこと。
 - (一) 日時 平成三十一年一月二十九日(火曜日) 午後二時から
 - (二) 場所 木更津市潮見七丁目三番地九 千葉県木更津区画整理事務所 電話〇四三八(三七)六六一四
 - 2 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県

3 発行する納入通知書により支払うものとする。
その他 詳細は、分譲案内書による。

一般競争入札(保留地の処分)の実施
千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に關する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。
平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 処分する保留地

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内九街区一画地)	四三四・八五m ²	七〇、八八〇、〇〇〇円
2	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内一〇街区二画地)	六〇九・六五m ²	一〇〇、五九二、〇〇〇円
3	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内一九街区二画地)	二八六・五六m ²	四五、八四九、〇〇〇円
4	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内二九街区七画地)	九〇三・〇三m ²	一四〇、八七二、〇〇〇円
5	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内五九街区四画地)	一、九四四・九三m ²	二八七、八四九、〇〇〇円
6	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内六九街区二画地)	二、〇七四・五一m ²	三六九、二六二、〇〇〇円
7	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内九〇街区二画地)	三三〇・四八m ²	六二、一三〇、〇〇〇円
8	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内一一七街区一画地)	五、三一八・四〇m ²	八二四、三五二、〇〇〇円

9	流山市(流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内一二〇街区八画地)	二九〇・五二m ²	四八、二二六、〇〇〇円
---	--	----------------------	-------------

- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- 三 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先
流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一三八)六三六〇
- 四 入札及び開札の期間及び場所等
 - 入札の期間 平成三十一年三月十四日(木曜日)及び十五日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
 - 入札の場所 千葉県流山区画整理事務所
 - 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。
 - 入札参加上の注意
 - (一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。
 - (二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

物件番号	日時	場所
1	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午前九時十五分	千葉県流山区画整理事務所入札室
2	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午前九時四十五分	
3	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午前十時十五分	
4	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午前十時四十五分	
5	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午前十一時十五分	

6	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午後一時十五分
7	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午後一時四十五分
8	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午後二時十五分
9	平成三十一年三月十八日(月曜日) 午後二時四十五分

五 入札保証金

納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

六 入札の無効

規則第十一各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

1 申込期間 平成三十一年二月二十一日(木曜日)及び二十二日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2 受付場所 千葉県流山区画整理事務所

3 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

抽選(保留地の処分)の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり抽選により保留地を処分する。

平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 処分する保留地

所在	面積	処分単価	予定価格
流山市(流山市計画事業業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内一九街区一〇画地)	一五四・二六㎡	一七三、〇〇〇円	二六、六八六、九八〇円

二 抽選に参加する者に必要な資格

1 規則第十七条第一号から第三号までに該当しない者であること。

2 知事の定める建設指針及び条件並びに関係法令等に適合して住宅等を建設すること

ができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先

流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一三八)六三六〇

四 抽選の参加の申込期間、受付場所及び申込方法

1 申込期間 平成三十一年二月四日(月曜日)から十八日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 受付場所 流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所

3 申込方法 分譲案内書による所定の書類を持参して行うものとする。

五 抽選の日時及び場所等

1 抽選の日時 平成三十一年二月二十四日(日曜日)午前十一時

2 抽選の場所 千葉県流山区画整理事務所三階会議室

3 抽選参加上の注意 この抽選に参加を希望する者は、四による抽選の申込みを行い、抽選に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、抽選に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この抽選に参加することができない。

六 保留地の処分の相手方及び補欠者の決定に関する事項

抽選により、保留地の処分の相手方及び順位を定めて二名以内の補欠者を定め、その旨を通知する。なお、抽選に付し保留地の処分の相手方が決定しないときは、随意契約によることとする。

七 その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

抽選(保留地の処分)の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり抽選により保留地を処分する。

平成三十一年一月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

<p>一 処分する保留地</p> <p>流山市(流山市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内三五街区一五画地)</p>	所 在	面 積	処分単価	予 定 価 格
		1111.00㎡	197,000円	24,034,000円
	<p>二 抽選に参加する者に必要な資格</p> <p>1 規則第十七条第一号から第三号までに該当しない者であること。</p> <p>2 知事の定める建設指針及び条件並びに関係法令等に適合して住宅等を建設することができる者であること。</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先 流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一一八)六三六〇</p> <p>四 抽選の参加の申込期間、受付場所及び申込方法</p> <p>1 申込期間 平成三十一年二月四日(月曜日)から十八日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで</p> <p>2 受付場所 流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所</p> <p>3 申込方法 分譲案内書による所定の書類を持参して行うものとする。</p> <p>五 抽選の日時及び場所等</p> <p>1 抽選の日時 平成三十一年二月二十四日(日曜日)午後一時三十分</p> <p>2 抽選の場所 千葉県流山区画整理事務所三階会議室</p> <p>3 抽選参加上の注意 この抽選に参加を希望する者は、四による抽選の参加の申込みを行い、抽選に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、抽選に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この抽選に参加することができない。</p> <p>六 保留地の処分の相手方及び補欠者の決定に関する事項</p> <p>抽選により、保留地の処分の相手方及び順位を定めて二名以内の補欠者を定め、その旨を通知する。なお、抽選に付し保留地の処分の相手方が決定しないときは、随意契約によることとする。</p> <p>七 その他</p> <p>1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十</p>			

<p>以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。</p> <p>2 その他 詳細は、分譲案内書による。</p>		<p>水道局 公 告</p> <p>給水装置工事の指定給水装置工事業業者の指定</p> <p>水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定により、次の者を指定給水装置工事業業者に指定した。</p> <p>平成三十一年一月二十二日</p> <p>千葉県水道局長 岡本 和 貴</p>				
指定番号	名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所在地	指定年月日
第二〇七五号	株式会社 MK設備設計	神奈川県横浜市泉区新橋町一、三四二番地二〇天神台マンショ	小森秀也	株式会社 MK設備設計本店	神奈川県横浜市泉区新橋町一、三四二番地二〇天神台マンショ	平成三十年八月二十二日
第二〇七六号	久富	大網白里市南飯塚二二七番地三三	伊藤明裕	久富	大網白里市南飯塚二二七番地三三	〃
第二〇七七号	株式会社 ビオス	東京都品川区北品川一丁目二〇番九号	小野健二	株式会社 ビオス	東京都品川区北品川一丁目二〇番九号	〃
第二〇七八号	オサカ工業	千葉市中央区問屋町一四番三三号ゼ	尾坂三津夫	オサカ工業	四街道市鹿放ヶ丘三六二番地三	平成三十年九月十九日

第二〇七 九号	株式会社 アキタ	東京都足 立区弘道 二丁目一 二番二号	秋田茂	株式会社 アキタ	東京都足 立区弘道 二丁目一 二番二号	〃
第二〇八 〇号	株式会社 サンリフ レホール ディング ス	東京都澁 谷区東一 丁目二六 番二〇号 東京建物 東渋谷ビ ル一二F	栗原将	株式会社 サンリフ レホール ディング ス	東京都澁 谷区東一 丁目二六 番二〇号 東京建物 東渋谷ビ ル一二F	〃
第二〇八 一号	株式会社 ワイズ テック	鎌ヶ谷市 東中沢三 丁目一番 五号一階	藤本幸宏	株式会社 ワイズ テック	鎌ヶ谷市 東中沢三 丁目一番 五号一階	〃
第二〇八 二号	株式会社 ユニオン グループ	松戸市金 ヶ作四〇 八番地一 四三ミヤ マビル二 階	本間雄希	株式会社 ユニオン グループ	松戸市金 ヶ作四〇 八番地一 四三ミヤ マビル二 階	平成三十年 十月二十四 日
第二〇八 三号	株式会社 ビルメン	東京都葛 飾区東新 小岩八丁 目一四番 一三三号	吉川研司	株式会社 ビルメン 本社	東京都葛 飾区東新 小岩八丁 目一四番 一三三号	〃
第二〇八 四号	久保設備	東京都昭 島市美堀 町二丁目 一八番六 号	久保建二	久保設備	東京都昭 島市美堀 町二丁目 一八番六 号	〃

第二〇八 五号	関工業	東金市油 井一八八 番地二八	関浩之	東金市油 井一八八 番地二八	〃
------------	-----	----------------------	-----	----------------------	---

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止
 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第二十五条の七の規定により、次の指定給水
 装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があった。
 平成三十一年一月二十二日
 千葉県水道局長 岡本 和貴

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置 工事の事業を行う事 業所の名称及び所在 地	所在地	廃止年月日
第一八一 八号	株式会社 ナカヤマ	埼玉県上 尾市泉台 三丁目四 番四号	中山嘉己	株式会社 ナカヤマ	埼玉県上 尾市泉台 三丁目四 番四号	平成三十年 三月三十一 日

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので
 ある。〕

落札者等の公告
 次のとおり落札者等について公告する。
 平成31年1月22日

千葉県知事 鈴木 栄治

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩警備用船舶「ぼうそう」中間検査整備一式
- ⑪千葉県警察本部総務部会計課 千葉県中央区長洲一丁目9番1号
- ⑫平成30年12月13日
- ⑬ジャパペンマリンユナイテッド株式会社横浜事業所艦船FRP部クラフトグループ 神奈川県横浜市磯子区新杉田町12番地
- ⑭78, 863, 700円
- ⑮一般競争入札
- ⑯平成30年11月2日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。
平成31年1月22日

千葉県知事 鈴木 栄 治

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①よう撃捜査用ネットワーク撮像記録システム賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 ③平成30年12月18日 ④芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 ⑤254, 534, 400円
- ⑥一般競争入札 ⑦平成30年11月6日

購読料

月ぎめ
一部一箇月、三〇〇円(送料を含む。)
二八円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八